

【論 文】

誤った発砲の合理性

—日本人留学生射殺事件とアメリカ「銃文化」—

高 泉 拓

I はじめに

1 問題の所在

暴力や紛争は、人々の生命を脅かし、社会基盤を揺るがすものとして考えられてきた。にもかかわらず、多くの社会で広汎に存在する事象であり、時に人々を魅入らせ、讃えられるものでもある。文化人類学を含めた人文社会科学では、このような「暴力」現象への関心が益々高まってきている。暴力についての多様な研究における根本的な問いの一つが「なぜ／いかに暴力が恒常的に起こるか」である。

人類学では、1980年代頃から「暴力」(violence)という枠組みで幅広い事象に取り組む動向が生まれ、いくつかの論文集が公刊されてきた (Riches(ed.) 1986; Shroder & Schmidt (eds.) 2001; 田中(編) 1998)。人類学においてしばしば言及される暴力の定義として、「行為者にとっては正当で(ある)証言者からすれば非正当な物理的苦痛の行為」(Riches 1986:8)が挙げられる。

これまで社会文化人類学では大きく三つの観点から研究が進められてきた。第一に、暴力を本能、攻撃性の表出として捉えた構造機能主義研究が挙げられる。暴力は人間社会で恒常的に起こるものであるが、闘争とその仲裁や社会統制を通じ、結果的には社会秩序を維持するものであると論じられてきた (エヴァンズ=プリチャード 1978)。第二に、予定調和的な第一の観点を否定し、個人の利害によってある目的を達成する手段として暴力を論じた研究がある (Barth 1957; Riches 1986)。こうした道具的暴力観では「文化的・社会的方策としての暴力」を前提に、行使する側の視点と「中心となる目的」を明らかにする必要性が提唱されている (Riches 1986)。第三に象徴人類学的視点による暴力研究がある。それらは、ある社会で「暴力的なもの」／「正当な力」がいかにカテゴリー化されるかというその社会独特の様相を明らかにすることで、「暴力の恒常性」について描きだした (山口 1975)。

しかし、これまで暴力研究では暴力の道具、武器はほとんど注目されてこなかった¹。世界的に広汎に流通し、様々な領域に影響を及ぼしているモノの一つが銃器である。スプリングウッドは、世界各地の暴力、紛争、戦争についての既存の社会科学研究成果を評価しつつも、そうした研究で描かれる対象と銃器は密接な関係があるにもかかわらず、それにほとんど関心が向けられてこなかったことを問題視している (Springwood 2007)²。

本論は、暴力の問題を考察する上で銃器に着目し、具体的には、アメリカ合衆国南部社会での銃を用いたある実践を対象とする。

2 アメリカの「銃文化」

一般に近代国家は、暴力及び暴力抑止を軍隊や専門機関に専門化、集中する傾向がある (e.g. ウェーバー 1980)。このような集中や独占は、暴力行使を可能にする武器についても同様の点が指摘できる。しかし、アメリカ合衆国では、地域ごとに差異は見られるものの、一般市民による銃器の所持と使用が比較的容易で、法的に許容されている。また、40%以上の家庭に何らかの銃器があると推定され³、多数の銃が流通している⁴。このため、暴力の集中という点

で未分化な状態にあるといえる。また、銃器による殺傷率及び死亡率は他の「先進国」や「民主主義国」と比べて高く (Krug, Powell & Dahlberg 1998)⁵、銃による殺人事件は社会問題化し、その結果銃器の法的な規制を巡ってこれまでいくども論争が巻き起こってきた。

アメリカにおける銃と人々との結びつきを指す言葉として、「銃文化」(gun culture)があり、これはフォークタムとしても使用されている⁶。民族誌調査を行ったコーンは、「銃文化」を「銃を社会的、歴史的、政治的に極めて重要視する」文化 (Kohn 2004:4) と定義している。また、今日、人々が銃を必要とする理由は、第一にスポーツや狩猟などの娯楽、第二に犯罪から自分や家族を守る「自衛」(self-defense)であり、これは銃を持つかどうかにかかわらず人々に広く共有されている (e. g. Crooker 2003)。

このように人々が現在も銃と深く結び付いている事態について、人文社会科学による説明として大きく三つが挙げられる。まず、歴史的結びつきである。アメリカの植民地時代から続いた銃との深いかわりが現在を説明する (Hofstadter 1970; Kopel 1992)。次に、社会的な状況として多発する犯罪があり、それから自身や家族を守るために銃を持つことが能率的で効果的であるとされるものである。犯罪学や社会学を中心にこの効果の是非が検証されている⁷。そして、銃をアメリカのシンボルとみなす、アイデンティティによる説明がある。アメリカ西海岸で仮装して射撃大会を催す銃愛好家集団を対象に調査を行ったコーンは、彼らにとって銃への愛着はアメリカ人である意識と深く結びついていることを指摘している (Kohn 2004)。

3 研究方法

本論は、銃所持と使用の実際的な理由であるとされる「自衛」の質的な側面に焦点を当て、「人々と銃がなぜ／いかに結びついているか」を描き出す。具体的には、ルイジアナ州バトンルーージュで起きた 1992 年日本人留学生射殺事件を対象に、銃を用いることの合理性⁸を明らかにする。

〈事例の背景と概要〉

ルイジアナ州は、「銃文化」と縁の深い地域であるとされるアメリカ「南部」(Hofstadter 1970) に位置する。メキシコ湾大平原の一角を占め、東側の州境を挟んでミシシッピ州がある。バトンルーージュは、同州の州都であり、ニューオリンズに次ぐ州第二の都市である。亜熱帯性気候で、夏は蒸暑く、6月から11月の季節には台風がしばしば同州を通過する。

現在のバトンルーージュ市の主な産業は化学工業と、ミシシッピ川を利用した港湾運送業である。1990年から現在までのバトンルーージュ市の人口は、徐々に増加を続けているものの22万前後である。人口のエスニック別では、全米の数値と比較して、アメリカ国内でもルイジアナ州は黒人系の比率が高く、「日本人」や「日系人」が該当するアジア系・太平洋諸島系の比率が低い。また、州内でもバトンルーージュ市はさらに黒人系の比率が高い⁹。事件の起きた1990年代初頭は、犯罪が多発し、全米でも銃による犠牲者が増加した時期であった。そして、その中でも、全米よりもルイジアナ州、ルイジアナ州の中でもバトンルーージュは犯罪率が高かった。司法省統計によると10万人あたりの犯罪が起こる件数は、1992年時点では全米で約556件、ルイジアナ州では約984件、バトンルーージュでは約1128件となっている¹⁰。事件のあった翌年93年初め、バトンルーージュ警察は犯罪件数と銃の死傷者数のかつてない増加を懸念する報告をした¹¹。また、この事件の刑事裁判では、弁護側が正当防衛を主張する中で地域での犯罪多発を強調している。

事件はセントラル地区で起こる (図1)。中央部がバトンルーージュの中心部であり、南西にルイジアナ州立大学が位置する。日本人留学生が滞在していたホストファミリーの家が大学近

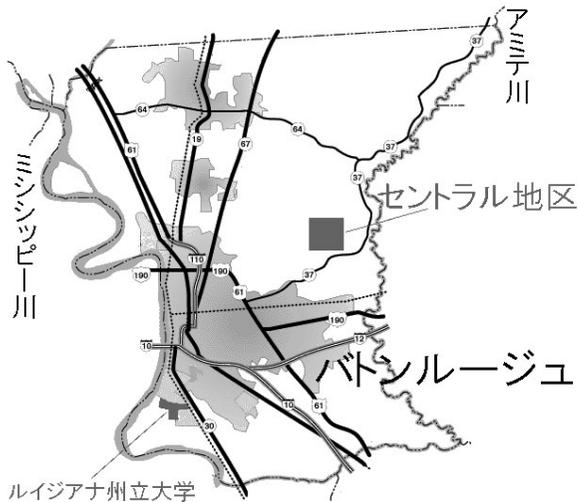


図1. バトンルージュ

関心を集め¹²、遺族が米国での銃規制の署名運動を展開していったこともあり、刑事裁判とともに、地元、全米でも多大なる関心を集めた。そして、日本側からの関心と非難によって「銃文化」が特異であることをアメリカ市民に大きく知らせた国際的事件でもあった（平木、ティム 1993; 賀茂 1993）。ロドニーは、故殺罪¹³で起訴されたものの、翌年開かれた刑事裁判では陪審員全員一致の無罪評決が下された。

被害者が強盗でもなく危害を加える意図もなかったため、この事例は誤った発砲（誤射）である。しかしながら、それに対する無罪評決は、この発砲が地域社会の一定の人々にとって理解・共有可能なものであったことを示している¹⁴。だとしたら、この「誤り」がどのようになぜ理解・共有可能であるのか。この事例における発砲者の合理性を明らかにすることから、人々と銃がなぜ/いかに結びついているか描き出すことにもなる。

〈調査方法〉

主な資料として裁判資料を用いる。事件後、警察にて行われたロドニーに対する尋問、刑事裁判、民事裁判の録音テープを文書化したもの（以下、それぞれ警察調査書、刑事裁判記録、民事裁判記録とする）、民事裁判の控訴審の判例記録（Court of Appeal of Louisiana 1995）から成っている。

暴力や紛争を研究するにあたり、大抵の場合研究者は事後的に、間接的にしかその事象に接近することができない。ほとんどの研究は、暴力の行為者、目撃者、被害者の「語り」を手がかりとして暴力現象にアプローチすることになる。本論文では、実際起きたことに焦点を当てるため、厳密に事実が吟味された裁判記録を主な資料とする。これに加え、ルイジアナ州などで行ってきたフィールドワークによって得られたデータ、事件についての雑誌・新聞記事を補助的に用いる。

〈分析視点〉

本論が分析対象とするのは、銃を用いる「実践」である。また、「自衛」を理由として銃を用いることは、社会集団が必ずしも介在しない個別的・突発的なものでありつつ、共有された「社会的」行為でもある。

「実践」論は今日では人文社会科学の幅広い領域から参照されている。実践論は、「社会」

辺にある。事件の起きた地域は北東部の郊外に位置する。中心部から南側にある大学周辺地域は、一般に教育程度が高く治安も良いとされ、北部は保守的で、銃が生活に身近な家庭も多いと言われる。

1992年10月17日土曜日の午後8時過ぎに事件は起きた。ハロウィンの仮装パーティに行こうとした日本人留学生、服部剛丈君がパーティ会場を間違え、ピアーズ家を訪問し、その家主に射殺された。発砲したロドニー・ピアーズは、警察の取調べに対して家族を守るために撃つたと語った。この射殺事件はマスコミを通じ日本で大きな

に事象を還元することもなく、利害ずくの個人によって事象を論じることもない、個人と社会、人とモノ（道具、装置、場所）を媒介し現実を生み出す「活動の配列」に注目する理論である（Shatzki 2001）。森田は、近年人類学で批判されてきたものとして「社会」概念を挙げ¹⁵、90年代から日本の人類学で台頭してきた実践論による研究はその批判を克服しようとしてきたものとしている（森田 2009:501-502）。デュルケム流社会学が、社会を前提に現実を説明するのに対し、森田による実践論は社会（秩序）を創り出すような活動の配列とネットワークに焦点を当てるものである。その上で、本論は特にエスノメソドロジーを主な分析手法とする。エスノメソドロジーは会話分析を中心にして、発話行為の状況への依存性と秩序の構築性を同時に明らかにしようとするが、それはサクセスによれば、「人々がある言葉を使うのは、ある現象を含んだものとしてではなく、それを積極的に創り出すものとしている」からである（Silverman 1998:37）。

実践論やエスノメソドロジーは、人とモノとの相互作用やネットワークから、ある社会秩序が不断に生み出されていると考え、そうした相互作用やネットワークに着目する。「銃の暴力が恒常的に起こる」様態、「銃と人々が深く結びついている」様態というものが、ある相互作用やネットワークによって生み出されているとしたら、それはどのようなものだろうか。次章では、事例に基づきつつそうした様態にアプローチする。

II 1992年日本人留学生射殺事件

この章では、エスノメソドロジーの視点から分析を行う。扱われる事例では、通常の会話分析が対象とする発話行為が相互行為において中心的ではない。以下では、発砲に至る過程での非言語的な行為も会話と同様に扱い記述するものとし、行為が同時点で起こる際には「[]」で始まり、「] 」で閉じるものとする。

※凡例

「X と Y はレストランで食事をしていて、X はスプーンを落とした。X がスプーンを拾おうとして身を屈めると、Y はあたりを見渡した。X がスプーンを手にし、姿勢を起こす間に、Y は壁時計で時間を確認した。」

01	X・Y	:	レストランで食事をしている	
02	X	:	スプーンを落とす	
03	X	:	[身を屈める]
04	Y	:	[あたりを見回す]
05	X	:	[スプーンを手にする	
06	X	:	姿勢をおこす]
07	Y	:	[壁時計で時間を確認する]

また、本事例での行為者たちの移動を記述するために、所在区域を屋内、カーポート、その外部に区分する。以下の記述では、ピアーズ家屋内での行動を実線で、カーポートでの行為を点線で囲うこととする。行為者は、発砲するロドニー・ピアーズ (R)、その妻ボニー (B)、その家の長男で当時 11 歳のグレッグ (G)、ピアーズ宅にやってきた当時 16 歳の服部剛丈 (Y) と彼のステイ先であるヘイメイカー家の長男で同い年のウェブ (W) である。

1 二つの遭遇

〈シーン①：最初の遭遇〉

01	W・Y	:	歩道から正面玄関へと歩く
----	-----	---	--------------

02	W	:	玄関のドアベルを鳴らす
03	R	:	Gにドアに応じるように言う
04	G	:	ドアに向かう
05	G	:	[ドアのブラインド越しに外を見る]
06	W	:	[カーポートのドアの方から音がするのを聞く
07	W	:	カーポートドアへ向かう
08	Y	:	カーポートドアへ向かう (左側後方から後を追う)
09	W	:	角を曲がる
10	W	:	ブラインド越しに見ている少年に気づく]
11	B	:	Gがドアを開けるのを止める
12	B	:	ドアを開ける
13	W	:	[バスローブを着た女性がドアを開けるのを見る]
14	B	:	[カーポートの角にネックブレースと包帯をした人物 (仮装したW) を見る]
15	W	:	女性に話かけようとする
16	Y	:	[Wの後を追ひ、角を曲がり、ドアへ向かう]
17	B	:	[東洋系の人物Yが角を曲がり素早く近づいてくるのを見る]
18	B	:	ぎょっとしてドアをボタンと閉め、鍵をかける
19	W・Y	:	ドアが開まるのを見る
20	B	:	Rに「銃をとってきて (Get the gun!) 」と叫ぶ

WとYは、ハロウィン・パーティに行こうとして、Rの家にやってきた。そして呼び鈴を押し、Bがドアに応じる。1から12の過程では、発砲を予期させるものはない。転換点が訪れるのは、17でYがBの視界に入ってきた時点である。それにより彼女は「ぎょっとして」、ボタンとドアを閉め、20の発言にいたる。そこでは、訪問と被訪問の関係からの転換が見られる。Bは、Yが本当に素早い動きをしていて、しかも奇妙な動きであり、今にも屋内に入ってきたそうだったとその動作を描写している (刑事裁判記録、民事裁判記録)¹⁶。Yの行為にBが恐怖を感じ、18から状況が転換していく。

一方、WとYは、Bにそこが会場かどうか確かめることも、自らについて説明することもできないままドアは閉じられてしまう。そして、20のBの行為について何も知らない。

<シーン②-1：家の外 (剛丈とウェブ)>

21	W・Y	:	向きを変えドライブウェイのほうへと歩く
22	W・Y	:	街灯近くの歩道に立つ
23	R	:	[銃を手にして、カーポートのドアを開ける]
24	W・Y	:	[ドアウェイに (大きなハンドガンを持った) 人物を見る]
25	Y	:	「パーティに来たんです」といいながら、ドアへと近づいていく
26	W	:	Yに戻ってくるように告げる

二人は車が止めてある歩道へと戻る。ドアが閉じられたことにより、ここは会場ではないと考えたとWは後に述べている (刑事裁判記録)。24において状況は変化する。ドアが二度目に開き男性が出てきた。そこまで二人はほぼ同一の行動をとっていたのに対し、ここでWとYは違った行為を行う。ドアの銃を手にした男性を見た時点で、Wは状況の変化を察知するが、Yのみが依然として「訪問」を続けていく。

〈シーン②-2：家の中（ロドニーとボニー）〉

21の①から⑧は、シーン②-1と同期するように表記している。

20	B	:	Rに「銃をとってきて（Get the gun!）」と叫ぶ
21①	R	:	ベッドルームへと走る
	②	R	: クローゼットの棚においてあったスーツケースを取り出す
	③	R	: スーツケースから弾丸が装填してあった銃を手にする
	④	Bと子供達	: ベッドルームへと着く
	⑤	R	: カーポートのドアへと急ぐ
	⑥	B	: Rの後を追いかカーポートのドアへ向かう
	⑦	R	: ドアへと着く
	⑧	B	: ドアへと着き、Rの左側後方に立つ
22	R	:	ブラインドを通して外を見つめた（何も見えない）
23	R	:	銃を手にし、ドアを開ける

Bの呼びかけにより、Rは銃を取りに行く。家には7つから8つの銃火器が存在した（民事裁判記録）が、Rは44口径のマグナム（写真1）¹⁷が置いてあるベッドルームのクローゼットへと向かう。そして、銃を手にし、ドアまでやってくる。Rは、20の発言以前では、呼び鈴とBが応じたことしか知らず、あくまで訪問の状況でしかない。注目すべきは20の後RとBの間になんら会話が交わされていないことであり、外にあるものの情報も乏しいまま23でドアの外にでたことである。

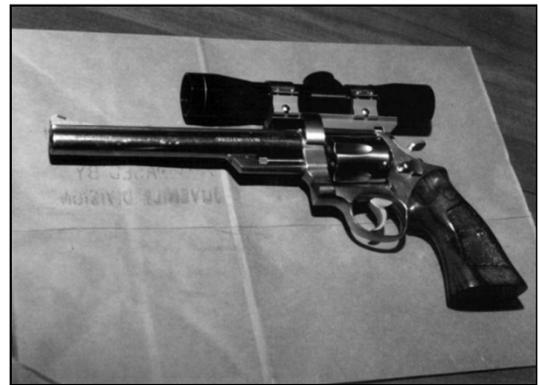


写真1. 事件で使われたハンドガン

（C・ムーア氏提供）

少なくともここでは、シーン①でのBの状況認識の変化が「銃をとってきて」という発言で提示・現実化され、それをRが共有し、その恐怖ないしは想定される「危険」な事態に呼応したRの行動連鎖が生み出されている。

〈シーン③：二度目の遭遇〉

24	W・Y	:	[ドアウェイに（大きなハンドガンを持った）人物を見る]
25	Y	:	「パーティに来たんです」といいながら、ドアへと近づいていく
26	W	:	Yに戻ってくるように告げる
27	Y	:	[カーポートの外に停めた車の後方を通過しドアウェイへと向かう]
28	W	:	[Yに戻ってくるように告げる]
29	R	:	[カーポートの外に停めた車後方で動きに気づく]
30	Y	:	カーポートの車後方からドア正面へと曲がる
31	R	:	[Yと直面する]
32	Y	:	[Rと直面する]
33	Y	:	微笑みながら「パーティに来たんです」といいながら接近する
34	R	:	笑いながら何か話していて左手に何か持っている白いジャケットを着た東洋系の男性が近づいてくるのを確認する
35	Y	:	微笑みながら「パーティに来たんです」といいながら接近する

36	R	:	Yに向けて両手で銃を構える
37	Y	:	微笑みながら「パーティに来たんです」といいながら接近する
38	R	:	Yに対して「フリーズ (Freeze)」と叫ぶ
39	Y	:	微笑みながら「パーティに来たんです」といいながら接近する
40	R	:	引き金を引き発砲する
41	Y	:	弾丸を受け、前へと倒れこむ (ドア近くの車の右側ミラーのあたり)
42	R	:	ドアを閉める
43	W	:	隣の家に助けを請いに行く

カーポートの照明は点いていたが、ドアを開けた時点では R と B はカーポートへと向かう Y を目視できていない。Y は、訪問者としてドアへと接近し、R は 29 になってその位置を把握する。33 で Y が「微笑み」、「『パーティに来たんです』といいながら」説明しようとし尚も接近する。35、37、39 と Y は同じ行為を続けるのに対し、R は 34 で Y を目視し、36 で銃を掲げ、38 でフリーズと叫び、そして 40 で発砲する。Y は『フリーズ』という R の発言、銃の構えにも静止することはない。R が Y の「説明」に対して、銃をおろすことも、言葉で聞き返すという行為もそこには見られない。

40 の発砲は、Y が接近したこと、R が銃を用いたことの帰結である。まず、なぜ Y は静止しなかったのだろうか。

2 Yの接近

発砲の後 Y は語るができないので、彼についての語りを手がかりに推測するしかない。以下の4点は報道や裁判で後に取り上げられた Y の行為に対する説明である。

①ごく近くまで接近して話しかけようとする行動の傾向

Y は、意思疎通を図る際に、相手のすぐ傍まで近づく癖があった。Y が通っていた高校の体育教師、ダンススクールの生徒の母親が裁判で証言している (刑事裁判記録、民事裁判記録)。また、ホストファミリーによれば、Y は不十分な英語能力を補おうとして、日頃から身振り手振りを使い、相手のすぐ傍まで接近する傾向があった (筆者インタビュー)。

②近視

Y は近視であり、普段コンタクトレンズをつけていた。しかし、片方を紛失し、事件の際にはそれをつけていなかった (民事裁判記録)。ドアが開いて人が出てきたことは目視できたのだが、その時点では銃が見えなかった、少なくとも近くに寄るまでは銃が見えなかった可能性は高い。

③「フリーズ」

“Freeze”は、自動詞としては「凍る」、他動詞としては「凍らせる」を意味し、銃を構えているならば相手に停止を命じらないしは警告する言葉である。この事件以前この英単語はあまり日本で知られていなかった¹⁸。そもそも Y の英語能力は高いものではなく、彼の「パーティに来たんです」という説明も R に通じていない。Y は“Freeze”の意味を理解していなかったと考えられる。

④銃を用いる行動とそれについての知識

Y と W と R・B の間で、銃、それを用いた行動とその知識の違いが推測される。Y は銃を日常で目にするのがほとんどない環境で育ち、2 ヶ月のヘイメイカー家での滞在でもそれに接する機会はなかった¹⁹。このことは、夜遅くに訪問する状況で銃が使用される可能性があること、

向けられた銃に対し「一般的には」静止すること、「フリーズ」という言葉がその場で用いられることの知識や想像がYにはなく、現地やアメリカでの「一般的な」反応がとれなかった。

これらはもちろん推測の域を出ないとしても、複合的に組み合わせることで Y の接近を理解可能にする。Y は、説明しようとして近づいていった。銃が目視できないから近づいていったか、近くになって目視したとして「パーティに来たんです」と言って説明しようとし続けた。「フリーズ」という言葉の意味は知らず、意思疎通を図ろうとするからこそ接近し続けた。

3 Rの発砲についての語り

この発砲について、まず行為者自身の説明を見てみよう。警察による取調べは、セントラル地区派出所で、事件当夜午後 11 時過ぎに行われた。

「ピアーズ 白いスーツを着て、何か手に持って、手を振っているように見えて、何か言っているような、もしくは笑っているように見えました、けれど私が銃を持っているのを見たんですよ。そして銃を、彼を狙ってではなく、彼のほうに向けて、そして、「フリーズ」と言ったんです。それなのに彼は前へ近づいてきて、少し速くなった気さえました。そして、えーと、たぶん、私が彼を撃つたに違いありません。

係員 撃ったかどうか確かではなんですか？

ピアーズ えーと、撃つたに、撃つたにちがひありません。というのも彼が…。(中略)

係員 奥さんがあなたに「銃をとってきて」と言った時、何を考えていましたか？覚えていますか？

ピアーズ 家族を守ろうとしていました。

係員 誰から家族を守っていたか知っていましたか？

ピアーズ いいえ。(中略)

係員 今夜のこれまでの質問と供述のほか、テープ録音された記録に何か付け加えておきたいことがありますか？

ピアーズ はい。ドアの外に踏み出したのを後悔しています。

係員 OK。(警察調書)

発砲直後ということで、言葉にも動揺が見られ、彼自身の証言にも曖昧さが散見される。だが、ここで明瞭なのは、B が「銃を取ってきて」と発言したために、銃を用いた一連の行動が始まり、その後の過程は「家族を守ろうとして」行動したということになる。そしてドアに出たこと後悔していると述べている。ちなみに、翌朝 R は犯意なしとして釈放されている。

続いて、翌年 5 月に行われた地元紙記者による R へのインタビュー記事である。R の両親も同席し、父ステファン氏もインタビューに答えている。

『私は誰も傷つけるつもりはありませんでした』そう述べる。『しかし、しなければいけないことはわかっていて、決断するのにほとんど時間がなかったのです。私は、可能な最良の決定をしたと思います。』(中略) 成長とともに、ピアーズは両親に大きく影響を受けた。彼は規律と権威や法への尊敬の厳しいコードの元に育った。ピアーズは、規律を賞賛し、コミュニティにおける規律と権威の崩壊と彼が描くものを憂慮する。『私たちが子供の頃にしてはいけないことを、最近では子供たちがしたりします。私の父はすることによっては厳しく叩いたものです』とピアーズは言う。ステファン・ピアーズは次のように述べる。『敬意をもつべきです。最近の子供たちは誰にも敬意をもたないので、多くの問題が起こるのです。止まれと言ったのに、彼らはとまろうとしなかった。私が思うにそれがこの問題のある側面なのです。』²⁰

ここでは、警察署での取り調べと違い、後悔は見られず「可能な最良の決定をした」と述べている。後半部分では、銃の暴力は規律を遵守させるための「いたしかたないもの」として述べつつ、Y と W が規律を守らない存在であったと、R の父は主張する。

行為者の語りからすれば、発砲の目的は、「自衛」であるということになる。だが自己や家

族を守るために発砲したという説明では、理解できない点が残されている。一つは、Rが十分な情報を集めようとしなかったことである。窓から外を確認し、Bに何を見たのか尋ねることができたはずである。二つ目は、なぜ銃を手に外に出たのかである。外の人物が危害を加えうるとして、わざわざ彼が外に出る必要はない。ドアの向こうに出ることはかえって危険に身をさらす可能性がある。実際この二点は刑事裁判で検察から追及されることになる²¹。そして何よりも、Yは強盗でも泥棒でもなかったのである。

4 「侵害／応酬」

これらの点を明らかにする上で参考となるのが、エスノメソドロジーの「隣接対」概念である。エスノメソドロジーによる会話分析では、会話が互いの発話を秩序化することによって、すなわち相互の発話の意味を互いに形作りながら続けられているものであることを明らかにしてきた(山崎(編) 2004)。質問・依頼/命令・挨拶といった発話行為は相手に返答・受諾／拒否・挨拶という発話行為を引き起こす。[質問] - [返答]、[依頼/命令] - [承諾/拒否]、[挨拶] - [挨拶]などのペアは、エスノメソドロジーにおいて「隣接対」(adjacency pair)²²と名付けられた(Schegloff & Sacks 1973)。質問に対しては応答、依頼に応じて承諾がそれぞれ互いに「適切な」行動を呼び起こし、そうした相互行為のなかで社会的なものが生み出される。争いや喧嘩といった社会的相互行為では[非難] - [応酬]の隣接対の無限連鎖となるとされている。「非難と応酬の関係に入り込んだ二人はこの隣接対を終結させることが難しい状態になり、また、他の参加者がこの隣接対に参加することも難しい、いわば一種の『閉じられた状態』が継続する可能性がうまれる」(山田 2004:135)。

これまでのエスノメソドロジーが扱ってきた喧嘩や争いでは、会話を通じて参与する行為者が相互に「非難」を繰り返す。この事例では、双方で言葉がほとんど通じ合わない非言語的な相互行為である。また、R、BとYではそのときの状況についての理解は一致していないし、Yはなんら攻撃的な意図をもって行為しなかった。しかし、R・B夫妻には、Yの一連の行為は脅威として知覚され、Rの行動はそれに対する応酬として考えられる。ここで、人類学者コルビンの議論を参考に、暴力の効果の精神的側面、ここでの脅威を感じさせることを「侵害」とし、物理的側面を「破壊」とする²³。発砲した側であるR・Bの主観において、この相互行為は次のようなものであったと考えられる。

- | | | | |
|----|---|---|------------------------------------|
| 17 | Y | : | 「侵害」(Wの後を追い、角を曲がり、ドアへ向かう) |
| 18 | B | : | ぎょっとしてドアをバタンと閉め、鍵をかける |
| 20 | B | : | Rに「銃をとってきて(Get the gun!)」と叫ぶ |
| 21 | R | : | 銃を取りにいきドアへ向かう(シーン②-2) |
| 23 | R | : | 「侵害」への応酬①(銃を手にして、カーポートのドアを開ける) |
| 35 | Y | : | 「侵害」(微笑みながら「パーティに来たんです」といいながら接近する) |
| 36 | R | : | 「侵害」への応酬②(Yに向けて銃を構える) |
| 37 | Y | : | 「侵害」(微笑みながら「パーティに来たんです」といいながら接近する) |
| 38 | R | : | 「侵害」への応酬③(Yに対して「フリーズ(Freeze)」と叫ぶ) |
| 39 | Y | : | 「侵害」(微笑みながら「パーティに来たんです」といいながら接近する) |
| 40 | R | : | 「破壊」(引き金を引き発砲する) |
| 41 | Y | : | 一体性の回復(弾丸を受け、前へと倒れこむ) |

YとWがやってきたことは、BがYを目視する時点まではあくまで夜の「訪問」であるにすぎない。しかし、Bが「ぎょっとする」ことによって、R・Bにおいては訪問の状況から転

換し、銃を用いた一連の行動に移行する。「侵害／被侵害」という関係性は、B から R への「銃をとってきて」という発言で理解が共有され、W は二度目にドアが開いた際に銃を手にした男性を目視することで R・B の状況認識を共有する。一方、当初の訪問と被訪問の関係は Y の認識と行為において一貫しているのに対し、これが R・B 夫妻に了解される事態はおこらない。

〈シーン②-2〉以降で Y にとっては、訪問者・非訪問者という R との関係性が継続したのに対し、R においては、Y の非言語的行為が侵害として解釈され、侵害の相互応酬の隣接対の「閉じられた状態」が継続した。彼にとって銃は、引き金を引けば致命的打撃を与えられるが故に、発砲されなくとも、相手に示されることで効果をもたらす。①相手に見えること、②それを明示しつつ警告でメッセージを明確化することからなっている。R は、銃を明示することで連鎖が終結する（Y が停止する）事を期待していた。これは R や B のみならず、現地の人々の多くが「向けられた銃の前では必ず停止する」という。また、本来であれば、銃による静止のメッセージをより明確にするはずの発話（フリーズ）も相手には理解されない一方、Y の発話（パーティに来たんです）も Y の英語能力が十分でないために伝達されない。Y の接近は、R の主観からすれば「侵害」として継続していった。侵害と応酬の連鎖、エスカレーションの帰結として、R は発砲する。

R と Y の間に双方の理解が共有されることがなかったことは、なぜ、いかにしてなのか。あるいは Y が何者か十分に確認されることなく、R が発砲してしまうことをどのように考えるべきか。まず、言語が全く通じ合わなかったことが挙げられる。これは現地人同士では起こりえないもので、この事件の特殊性である。次に、これに関連する形で、この事例での相互行為における非言語コミュニケーションの比重の高さである。R、B と Y の間では互いに視覚的なものを中心に「相互行為」を行っている。そのような状況では相手の行動が意味するものはいかようにも解釈できる。相手を理解しようとして近い位置まで接近することは、危害を加えようとするとも銃を恐れていないことも解釈可能である。そして、この事例に限定されないことだが、銃の道具的特性と銃の普及状況がある。銃火器は、誰でも瞬時に多大な物理的打撃を与えることを可能にし、現地社会では容易に入手できるものである。そして危険な状況で、銃器が介入する可能性は十分ある。B がその状況で銃が必要であることを R が共有したなら、相手にも銃器がある可能性を考え瞬時に判断、行動しなければならぬ。従って、新聞紙上のインタビューにあるように、R は Y が何者か知ろうとする十分な時間は存在せず、視覚的な情報から理解判断し「可能な最良の決定をした」のである。これは第2点目と、侵害とそれへの応酬の主観性に深く関係している。

こうした分析視点からすれば、残されていた疑問である「なぜ外に何があるかボニーに確かめようとしなかったのか」、「なぜ銃を手を外へ出たのか」に対する答えは次のようになる。侵害とそれに応じた行為、「侵害／応酬」の行為連鎖が続き、Y の「侵害」から導かれる適切な行為として銃の誇示による威嚇ないし警告行為、外へ出る行動が生成していったことになる²⁴。そして、この誤った発砲は、R が感じた「侵害」の相互応酬の過程の中で、R が引き金をひくことでもたらされた。

ところで、人類学者コーンによれば、「銃文化」において銃は自己の尊厳と関わるものだとされる。「銃を装備すること、身につけることは、自身の運命を決定することであり、自身の安全のみならず尊厳を確保することである。銃器を持ち歩くことは個人の境界を確かにする」とあり、尊敬をもって取り扱われることを確かにする」（Kohn 2004:81）。こうした、「尊

敬」を確保するための銃という語りは、新聞インタビューにおけるロドニーの父の「敬意」の語りにも見られる。そのような「誇り」や「権威」を守ることは、「自衛」が一般的に意味する「犯罪者から自己や家族の生命や財産を守ること」とは異なるものである。

5 刑事裁判と居城原理

このような銃を用いた実践のあり方は、この事件に限定されたものではない。この事件は、地元の発砲の正当性を巡る議論の場において、「正しい」ものと判断された。また、近年の正当防衛法の変遷において、このようなあり方が「法」として規範化されている。

1993年5月17日から陪審による刑事裁判が行われた。検察側はRの行為が故殺罪に該当し、かつこの発砲が「正当防衛」²⁵に該当しないものであることを立証しなければならなかった。議論の焦点は、被告の発砲が「合理的」(reasonable)であったかである。検察側は、発砲に至る一連の過程には非合理的な行為と情報を得ようとする怠慢に満ちていると糾弾した。一方、弁護側は、被害者側にこの事件の非があることを強調した。それによれば、被害者の動きは素早くかつ異常なもので、夫妻が恐怖を感じるには十分なものであった。加えて、向けられた銃に進むことはアメリカ人や地元に住む人にはありえない行為であるため、異常者か犯罪者と思われ発砲するのは当然である。Rの発砲は誰もが行いうる合理的な行為だったと論じた。ここで弁護側の主張する「合理的」であることと、初めて遭遇した際に発砲者が「その時点で」判断できる範囲においてのみ要求されるものとなっている。陪審員12人は全員一致で無罪評決を下す。被告弁護士は最終弁論で次のように論じている。「もし私が、その若い男性がロドニー・ピアーズに近づいたような動き方であなたに近づいてきたら、あなたは最初に何を思い浮かべるでしょう(中略)最初に思い浮かべるのは、私が脅威であることです。私は脅威なのです。私が麻薬常用者であるか、気が狂っているか、単に悪人であるか、あなたの想像を越えた何かかもしれません。背後には奥さんと子供がいるのに、何もうまくいかないのです」(刑事裁判記録)。

このような判断のあり方は加害者の主観に基づくもので、被害者に「脅威」を感じるのは恣意的なように思える。だが、同州を含めた多くの州における正当防衛法の規定は、発砲者が感じる脅威の主観性を大幅に認めるものになってきている。これは「居城原理」と呼ばれるもので、家にやって来たものに脅威を感じて発砲した際には、その殺人は罪を問われないとするものである。我が家は、他の空間と隔絶された「城」ということになる。90年代初頭、佐伯は正当防衛の動きとして次のように述べている。「犯罪が多発し、しかも犯罪者の多くが拳銃を所持しているアメリカの状況では、緊急状況における一瞬の判断の誤りは死を意味する。市民の間での凶悪犯罪に対する恐怖感の蔓延が、正当防衛法を広く適用する方向につながるのは自然なことであろう」(佐伯 1993:57)。この居城原理を拡張する法律は2006年に15州で批准された。行使者はもはや脅威を客観的なものとして証明する必要がなく、居住領域に不法もしくは強制的に入ってきた人物を殺しても正当防衛として正当化されるとするものである²⁶。ある銃所持擁護団体によれば、ルイジアナ州でも同様の法が、2006年6月に批准され、同年8月から執行された²⁷。

III おわりに

1992年日本人留学生射殺事件での発砲にいたる過程について次の4点が指摘できる。

- ① 発砲の行為者と被行為者の間に、状況や互いについて共有された理解が達成されなかった
- ② 行為者の主観からすれば、被害者との間に「侵害」の相互応酬が働いて発砲に至った

③ 非言語コミュニケーションの比重が高い

④ 銃の道具的特性と銃の普及状況がこうした相互作用の様態に関わっている

特に 2 点目については、刑事裁判での無罪、先に述べた「銃」と「尊厳」の関係、居城原理の拡張など、本事例のような銃を用いた実践のあり方が、本事例や現地社会の実践に限定されない可能性を示している。そして、そうした実践のあり方には、第 4 点目である、誰にでも容易かつ瞬時に甚大なる物理的打撃を加えうる銃の道具的特性、多数の銃流通という社会的状況が結びついたもので、「自衛」の発砲における主観的な判断を正当化する動きと関係している。

このような銃を用いるあり方は、犯罪者から身を守るための手段であるというより、遭遇に付きまとう何らかの「侵害」の危険、相互理解の不確実性に対応したものと考えられる。この事例では、被害者は現地語を十分習得していなかったし、向けられた銃に静止しなかった。被害者の行動は、行為者からすれば危険性と不確実性の増大として捉えられた。刑事裁判の弁護士は「気が狂っているか、単に悪人であるか、あなたの想像を越えた何かかもしれません」と主張したが、ここで重要なのは「かもしれません」なのである。従って、R の発砲が合理的であるとしたら、相互理解が不確実であること、犯罪が多発する状況、銃とその（常識的）知識や行為、銃が広く普及している事態が互いに結びつく中で「合理的」たりえる。そしてその合理性は、銃とは無縁な人々の知識や行為、言語が通じない対面状況の様相や可能性などをその結びつきから除外することによって成立している。

アメリカ合衆国における銃と人々がなぜ／いかに結びついているかについて、本稿が示唆するのは次のようなことである。銃を持ち、用いることは、誰かとの遭遇につきまとう危険、不確実性に対するものである。そして、こうした銃を用いた実践のあり方は、自己と見知らぬ他人、社会的状況、銃とその知識が織り成すネットワークの中で「合理的」なものであり、現地社会における少なくない人々が理解・共有していると考えられる。

謝辞

本論文は財団法人北海道大学クラーク記念財団の支援を受けて行われた研究成果の一部である。また、裁判資料の収集に協力して下さった現地弁護士 C・ムーア氏、服部君のご両親をはじめインタビューに応じていただいた方々に感謝したい。

注

1. 武器に着目することの重要性は、対象と関心が暴力研究と重複する「紛争」、「戦争」の人類学研究においてはこれまでも指摘されてきた (e.g. 栗本 1999)。
2. こうした銃火器への注目は、近年の人類学における科学技術研究の次のような現代観と共通していると考えられる。「テクノロジーは、分離可能な物質的要素から、ますます社会や文化と不可分のものとなり、テクノロジーの意味を拡張させている」(宮武 2009:694)。
3. Sourcebook of Criminal Justice Online 2003 Table2.56/Respondents Reporting Having A Gun in Their Home, United States, Selected Years 1959-2003. (<http://www.albany.edu/sourcebook/pdf/t256.pdf>).
4. 近年ではアメリカ国内で毎年 300 万丁以上の銃火器が生産されている。そのうち輸出される約 20 万丁を除いた約 280 万丁以上が、アメリカ国内向けであるとされる (ATF 2008 Annual Firearms Manufactures and Export Record. U.S. Department of Justice. (<http://www.atf.treas.gov/firearms/stats/index.htm>)).
5. クラッグらは、高所得国家や中高所得国家における銃による死亡率の国際比較を行っている。それによれば 1990 年から 1995 年の間アメリカ合衆国では 10 万人につき、7.11 人が銃によって殺害され、6.3 人が銃で自殺する。ブラジルで殺人が 9.59 人、自殺が 0.72 人、メキシコでそれぞれ 10.35 人、1.01 人と銃による殺人件数でアメリカを上回るものの、自殺件数と殺害件数を合わせればアメリカ合衆国が調査された 36 カ国の中でもっとも銃で死亡する率が高い (Krug, Powell & Dahlberg 1998)。

6. 「銃文化」という言葉がアメリカの人文社会科学で用いられる際には、時間的連続性を強調する「伝統」に近い意味で用いられ、日常レベルで言及される際には、銃規制論争との関わりで銃擁護派や銃を愛好する人々の「文化」を指す政治的な概念である。いずれの場合にせよ、銃との結びつきについての他の社会との差異を前提としている。
7. 護身用の銃は犯罪から身を守るために効果を発揮していることを示した研究として Kleck (1991)、外部からの侵入者よりも、銃の所有者自身、その家族や知人によって殺害される率が高いことを示したものと Kellerman et al. (1993) などが挙げられる。こうした研究は銃規制を巡る論争を背景として行われ、その調査結果はデータとして論争に再び組み込まれ、「統計戦争」の様相を呈している。
8. 本稿では、ある状況においてその行動や手段をとることが、相応しく適っていることを「合理的」(rational) とし、そのような性質を「合理性」としている。そしてそれは、行為者自身のみならず一定の社会成員にとっても理解・共有可能なものであることを指している。
9. 例えば、1990年の統計によればアメリカ合衆国全体で白人系が80%、黒人系比率が12%、アジア系・太平洋諸島系が2.9%であるのに対し、ルイジアナ州においてはそれぞれ67.2%、30.7%、0.9%、バトンルーージュ市ではそれぞれ53.9%、43.8%、1.6%となっている (U.S. Census of Bureau. 2007 Populations Estimates. (http://factfinder.census.gov/home/saff/main.html?_lang=en))。
10. これらはアメリカ司法省のウェブサイトで公開された統計に依拠している (BJS 2008 Crimes Committed by Firearms, 1973-2006. U.S. Department of Justice. (<http://bjsdata.ojp.usdoj.gov/dataonline>))。
11. The Advocate. 1993/1/2 “1992 One of the Bloodiest for BR with 59 Homicides.”
12. 日本でこの事件は「服部君 (射殺) 事件」や「フリーズ (殺人) 事件」として知られる。こうした関心を背景に、事件と裁判を描いた著作がいくつか一般向けに出版されている (e.g. 平木、ティム 1993; 賀茂 1993)。
13. 故殺罪 (manslaughter) は、殺意または重傷を負わせる意図があつて起きた他殺、しかし挑発されたために頭に血がのぼり自分を見失った状態で殺害した場合。あるいは、殺意や重傷を負わせる意図は全くないが、第二級殺人定義に当てはまらない重犯罪、または、被害者に直接害を与える故意の軽犯罪決行中に起きた他殺、である (ルイジアナ州刑法十四条三十一項)。
14. 裁判とその評決は地域社会で公的なものであるが、もちろん無罪が地域社会の「総意」であったわけではない。地元紙の読者投書欄には、被害者への同情や銃規制推進を訴えかける意見も見られる (e.g. The Advocate 1992/10/31 “Saturday Letters.”; The Advocate 1993/6/3 “Reader’s Comment on Peairs Case.”)。
15. 例えば、「社会」概念は国民国家をモデルとしているが、人の移動と複雑な混住状況といった特徴を持つ現代世界でこうした含意はどれほど適切なのかという批判。しばしば「社会的なもの」は集団と同一視されてきたが、これは安易な考え方ではないだろうか、という批判である (森田 2009:501)。
16. なぜBがYに対してのみ恐怖したかは人種差別との関連を指摘する声もある。米国の二つの日系人団体はこの事件と刑事裁判での無罪が人種差別によるものとして、アメリカ政府に連邦捜査を要求している。また、民事裁判で遺族側弁護士はピアーズ家に人種差別的意識があったことを問いただそうと試みた (民事裁判記録)。
17. スミス&ウェッソン社製マグナム44口径に、ロドニーがスコープを取り付けたもの。銃は全長38センチ、重さ2キロ、拳銃では世界最大のものである。発砲時の反動も大きく自衛用には適さないとされる。
18. 以下は、事件時に日本の雑誌に掲載されたもの。「『フリーズ』がわかる日本の高校生はまずいない」と、相模女子大学の渡辺俊介助教授 (英文学) はいう。(中略)「状況に応じて、言葉はいろいろな意味を持つ。滞在がもう少し長かったら、こういう時につかうのだとわかったかもしれない」(アエラ 1992/11/03)。
19. 服部君のご両親、滞在先のホストファミリーに筆者が行ったインタビューによるもの。
20. The Advocate 1993/5/2 “I Never Intended to Hurt Anybody.”
21. ロドニーはなぜまず威嚇射撃しなかったのか、非致命的部位に向けて発砲をしなかったのかと問うこともできる。が、このことは裁判でもほとんど問われなかった。これには銃の道具的特性と銃の普及状況が関連していると推測される。先に致命的箇所へ発砲すれば、もし相手が銃を持っていたとしても反撃される可能性は低くなる。
22. 隣接対の基本的な特徴は次の通りである。①二つの発話からなり、②その発話が隣接的な位置におかれ、③各々の発話が、それぞれ別話し手によって生成されるという特徴、④対となった発話の最初

- の部分と二番目の部分に順序が存在し、⑤他方が一方を特定化する関係にある。
23. コルビンが暴力を論じるに際し注目するのが、自己 (self) という概念である。「個人は物理的・概念的の一体性 (integrity) をもち、出来事はその統合性を脅かす。そして出来事は物理的、概念的 (自己の) 境界を脅かす」とする。自己の境界は身体に始まり空間やモノに拡張する。暴力は物理的に個人の一体性を侵害することになる。そして暴力の効果の物理的側面を「破壊」、精神的側面を「侵害」としている (Corbin 1977:108-109)。
24. だがこれは「侵害を防ぐ」ことを目的に銃を所持し使用するという、単純な目的一手段図式、道具主義とは異なるものである。銃を用いることは行為者と被行為者の間に生成していく相互的で相補的な作用の中にある。
25. 「(1) 加害者が、自分の生命が危険にさらされていると思い、殺すことが自分の生命を救うために必要な行為と信じた場合。(2)、(3) 略 (4) 加害者が住居内に居て、その住居に不法侵入を企てている者、またはすでに不法侵入したものを死亡させた場合で、その殺害が侵入を防ぐため、または不法侵入者を退去させるために必要だと信じた場合」(ルイジアナ州刑法十四条二十項)。
26. The New York Times 2006/8/7 “15 States Expand Right to Shoot in Self-Defense.”
27. NRA-ILA 2006/7/7 “Louisiana “Castle Doctrine” Companion Bill Signed By Governor!”
(<http://www.nraila.org/CurrentLegislation/Read.aspx?ID=2308>) .

参考文献

- Barth, Fredrik.
1957 *Political Leadership among Swat Pathans*. London: The Athlone Press.
- Corbin, John.
1977 An Anthropological Perspective on Violence. *International Journals of Environmental Studies*. 10:107-111.
- Court of Appeal Louisiana.
1955 Masaichi Hattori and Mieko Hattori vs. Rodney Peairs, Bonnie Peairs and Louisiana Farm Bureau Mutual Insurance Company. *Southern Reporter. Second series*, 662: 509-518.
- Crooker, Emerson.
2003 *Gun Control and Gun Rights*. Westport: Greenwood Press.
- エヴァンズ=プリチャード、E・E
1978 『ヌアー族—ナイル系一民族の生業形態と政治制度の調査記録』向井元子訳、岩波書店。
平義克己、ティム・タリー
1993 『フリーズーピアーズはなぜ服部君を撃ったのか』集英社。
- Hofstadter, Richard.
1970 America as a Gun Culture. *American Heritage. New series* 21:4-11, 82-85.
- 賀茂美則
1993 『アメリカを愛した少年—「服部剛丈君射殺事件」裁判』講談社。
- Kellerman, A. L., F. P. Rivara, P. Frederick, N. B. Rushforth, J. G. Banton, Joyce G, D. T. Reay, J. T. Francisco, A. B. Locci, J. Prodzinski, B. B. Hackman, and G. Somes.
1993 Gun Ownership as a Risk Factor For Homicide In The Home. *The New England Journal of Medicine* 329(15): 1084-1091.
- Kleck, Gary.
1991 *Point Blank: Guns and Violence in America*. New York: Aldine de Gruyter.
- Kohn, Abigail A.
2004 *Shooters*. New York: Oxford University Press.
- Kopel, David B.
1992 *The Samurai, The Mountie, and The Cowboy*. New York: Prometheus Books.
- Krug, G, E. Powell, & L. Dahlberg.
1998 Firearm-related Deaths in The United States and 35 Other High- and Upper-middle-income Countries. *International Journal of Epidemiology* 27:214-221.
- 栗本英世
1999 『未開の戦争、現代の戦争』岩波書店。

- 宮武公夫
2009 「テクノロジーと文化」 『文化人類学事典』 日本文化人類学会（編）、pp.692-695、丸善。
- 森田敦郎
2009 「『アカウンタビリティ』と目に見える世界の探求」 『文化人類学』 73（4）：499-509.
- Riches, David.
1986 The Phenomenon of Violence. In *The Anthropology of Violence*, David Riches (ed.), pp.1-27. New York: Basil Blackwell.
- Riches, David (ed.)
1986 *The Anthropology of Violence*. New York: Basil Blackwell.
- 佐伯仁志
1993 「アメリカの正当防衛法」 『ジュリスト』、1033: 51-57.
- Schegloff, E.A. & Sacks, H.
1973 Openings up Closings. *Semiotica*. 8: 289-327.
- Schatzki, Theodore.
2001 Introduction: Practice Theory. In *The Practice Turn in Contemporary Theory.*, Schatzki and etc (eds.), pp.1-14. New York: Routledge.
- Shroder, Ingo and Schmidt, Bettina (eds.)
2001 *Anthropology of Violence and Conflict*. New York: Routledge.
- Silverman, David.
1998 *Harvey Sacks: Social Science & Conversation Analysis*. New York: Oxford University Press.
- Springwood, Charles Fruehling.
2007 The Social Life of Guns: An Introduction. In *Open Fire.*, New York: Berg.
- 田中雅一（編）
1998 『暴力の文化人類学』 京都大学学術出版会.
- ウェーバー、マックス
1980 『職業としての政治』 脇圭平訳、岩波書店.
- 山田富秋
2004 「子どもの分析」 『実践エスノメソドロジー入門』 山崎敬一（編）、pp. 130-142、有斐閣.
- 山口昌男
2000 (1975) 『文化と両義性』 岩波書店.
- 山崎敬一（編）
2004 『実践エスノメソドロジー入門』 有斐閣.

(たかいずみ・たく／北海道大学大学院 博士課程)